

～横浜市民の方へ～

平成 30 年度 放課後等デイサービスをご利用の方へ（ご案内）

平成 30 年 4 月から、放課後等デイサービスの適切な評価を行うため、国の制度が改正されます。

利用者の皆様にお手続きが必要になりますが、お手続きの時期や方法については、後日、お住いの区役所から連絡いたします。

改正の内容は以下のとおりです。

1 改正の主な内容について

(1) 指標該当もしくは指標非該当の報酬区分を設定

各事業所の基本報酬が、在籍しているお子様の状態像によって区分されます。

指標に該当する事業所かどうかは、以下のように判断されます。

指標該当事業所	別紙の状態像に該当するお子様(指標該当有)が利用児童全体の50%以上
指標非該当事業所	別紙の状態像に該当するお子様(指標該当有)が利用児童全体の50%未満

※事業所の報酬区分は、前年度（4月から3月）の利用児童の実績を集計した結果に基づき、翌年度の事業所の区分を決定しますので、その年により変更されることがあります。

※事業所の区分については、以下のような場合もありますことをご承知おきください。

(例1) お子様が指標該当有だが、事業所が指標非該当事業所

(例2) お子様が指標該当無だが、事業所が指標該当事業所

(2) 通常時間もしくは短時間の報酬区分を設定

事業所が運営規程に定めるサービス提供時間が3時間以上（通常時間）か3時間未満（短時間）かで報酬が変わります。

※個人個人に実施しているサービス提供の時間ではありません。

※サービス提供時間については、契約時に受け取った書類などをご確認ください。

上記(1)及び(2)を踏まえ、以下の4種類の基本報酬に分かれます。

【現行】	【改正後】	
	指標該当事業所	指標非該当事業所
一律 473 単位 (児童発達支援管理責任者専任加算 計上後 <u>678 単位</u>)	通常時間 656 単位	609 単位
	短時間 645 単位	596 単位

(児童発達支援管理責任者専任加算は廃止)

※いずれの区分であっても、平成 29 年度までの基本報酬よりも低い金額となります。

(加算取得の状況によっては、全体の請求額は上回る場合もあります。)

2 横浜市の運用について

(1) 必要な手続き

放課後等デイサービスをご利用されているすべての方(重心区分の受給者証をお持ちの方を除く)を対象に、別紙に基づき指標該当有もしくは指標該当無の判定を行い、受給者証に指標該当有か指標該当無かを記載します。

今後ご利用を継続される場合は、受給者証の更新ごとに、お子様の状況を同様に確認させていただくこととなりますので、ご協力をお願いいたします。

※この判定は、事業所の報酬区分を決めるためのものです。
指標該当無でも、制度利用は継続できます。

① 受給者証の再発行時期について

手続きの時期については、お住まいの区役所からお手紙等により連絡いたします。

② 判定方法について

別表を用いて、お子様の様子を確認させていただきます。

(注意！)

このお知らせの内容は、横浜市民のご利用者様が横浜市内の事業所をご利用の方が該当となります。市外の事業所を利用されている場合は、事業所が所在している自治体により利用手順等が異なる場合がありますので、必ずご利用中の事業所にご確認いただくようお願いいたします。

(2) 平成 30 年度の運用について

平成 30 年度は改正初年度のため、手帳の等級を用いて指標該当児とみなします。

① お子様の指標該当有・無の決定について

次の①～④に該当する方を指標該当有とします。(平成 31 年 3 月 31 日まで)

- ①愛の手帳A1かA2所持者
- ②身体障害者手帳1級か2級所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ④愛の手帳B1かつ身体障害者手帳3級所持者

② 各事業所の報酬区分について

ア 平成 30 年 4 月～6 月まで

事業所の全利用者数の中で、指標該当有のお子様の契約人数の割合が 50%以上か未満かで、指標該当事業所か非該当事業所かが決定されます。

イ 平成 30 年 7 月～平成 31 年 3 月まで

平成 30 年 4 月から 6 月までの事業所の全利用者の利用実績を算定し、指標該当有のお子様の利用実績の割合が 50%以上か未満かで指標該当事業所か非該当事業所かが決定されます。

○制度全般に関するお問い合わせ先

横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課 (電話)671-4278

(FAX) 663-2304

○手続きに関するお問い合わせ先

※各区役所 問合せ窓口一覧

	窓口	住 所	連絡先
鶴見区	鶴見区こども家庭支援課	鶴見区鶴見中央 3-20-1	510-1839
神奈川区	神奈川区高齢・障害支援課	神奈川区広台太田町3-8	411-7114
西区	西区高齢・障害支援課	西区中央1-5-10	320-8417
中区	中区高齢・障害支援課	中区日本大通 35	224-8165
南区	南区こども家庭支援課	南区浦舟町2-33	341-1152
港南区	港南区こども家庭支援課	港南区港南 4-2-10	847-8457
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区こども家庭支援課	保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6353
旭区	旭区こども家庭支援課	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	954-6117
磯子区	磯子区こども家庭支援課	磯子区磯子 3-5-1	750-2439
金沢区	金沢区こども家庭支援課	金沢区泥亀 2-9-1	788-7772
港北区	港北区こども家庭支援課	港北区大豆戸町 26-1	540-2320
緑区	緑区こども家庭支援課	緑区寺山町 118	930-2432
青葉区	青葉区こども家庭支援課	青葉区市ヶ尾町 31-4	978-2457
都筑区	都筑区高齢・障害支援課	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	948-2316
戸塚区	戸塚区こども家庭支援課	戸塚区戸塚町 16-17	866-8468
栄区	栄区こども家庭支援課	栄区桂町 303-19	894-8959
泉区	泉区こども家庭支援課	泉区和泉中央北 5-1-1	800-2448
瀬谷区	瀬谷区こども家庭支援課	瀬谷区二ツ橋町 190	367-5703

横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課

平成 30 年 3 月 30 日作成

別 紙

【指標該当有と判断する障害の状態像】

- ①食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の生活動作に全介助を必要とする場合
- ②下記別表の項目で算出された点数の合計が13点以上の場合
- ①もしくは②に該当する場合は、指標該当有となります。

【別表】

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	○日常生活に支障がない	○特定の者であればコミュニケーションできる ○会話以外の方法でコミュニケーションできる	○独自の方法でコミュニケーションできる ○コミュニケーションできない
説明の理解	○理解できる	○理解できない	○理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
異食行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
多動・行動停止	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不安定な行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
自らを傷つける行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
他人を傷つける行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
不適切な行為	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
突発的な行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
過食・反すう等	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
てんかん	○年1回以上	○月に1回以上	○週1回以上
そううつ状態	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
反復的行動	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
対人面の不安緊張、集団生活の不応	○支援が不要 ○希に支援が必要 ○月に1回以上の支援が必要	○週に1回以上の支援が必要	○ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要
読み書き	○支援が不要	○部分的な支援が必要	○全面的な支援が必要